

令和7年度 会則の変更（案）

新（案）	旧
<p>第1章 名称及び事務局</p> <p>第1条 本会は、「さいたま市立西原中学校 PTA」（以下「本会」という）と名称し、事務局(本部会にて運営)を西原中学校内に置く。</p> <p>第2章 (目的・方針及び活動)</p> <p>第2条 本会は、保護者と教職員が相互の研修と協力によって、家庭と学校と社会における生徒の健全な育成を目的とする。</p> <p>第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生徒の教育ならびに福祉の為に活動するほか、関係団体および機関と協力する。 2. 特定の政党や宗教団体に偏ることなく、また、もつばら営利を目的とするような行為は行わない。 3. 本会または本会役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。 <p>第4条 本会は、第2条の目的を達成する為、次の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. よい保護者、よい教職員になるよう研修に努める。 2. 家庭と学校の緊密な連絡によって、生徒の心身の健全な育成を図る。 3. 生徒の生活環境の浄化と補導のため、保護者と教職員が協力し合っ て活動する。 4. 学校教育の充実と振興に努める。 5. その他、本会の目的達成に必要な事業。 <p>第3章 (会 員)</p> <p>第5条 本会の会員の資格者は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本校に在席する生徒の父母またはこれに代わる者。これを、保護者と呼称する。 2. 本校に勤務する校長および教職員。 	<p>第1章 名称及び事務局</p> <p>第1条 本会は、「さいたま市立西原中学校 PTA」（以下「本会」という）と名称し、事務局(本部会にて運営)を西原中学校内に置く。</p> <p>第2章 (目的・方針及び活動)</p> <p>第2条 本会は、保護者と教職員が相互の研修と協力によって、家庭と学校と社会における生徒の健全な育成を目的とする。</p> <p>第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生徒の教育ならびに福祉の為に活動するほか、関係団体および機関と協力する。 2. 特定の政党や宗教団体に偏ることなく、また、もつばら営利を目的とするような行為は行わない。 3. 本会または本会役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。 <p>第4条 本会は、第2条の目的を達成する為、次の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. よい保護者、よい教職員になるよう研修に努める。 2. 家庭と学校の緊密な連絡によって、生徒の心身の健全な育成を図る。 3. 生徒の生活環境の浄化と補導のため、保護者と教職員が協力し合っ て活動する。 4. 学校教育の充実と振興を導る。 5. その他、本会の目的達成に必要な事業。 <p>第3章 (会 員)</p> <p>第5条 本会の会員の資格者は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本校に在席する生徒の父母またはこれに代わる者。これを、保護者と呼称する。 2. 本校に勤務する校長および教職員。

第6条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第7条 会員は、全て平等の義務と権利を有する。

第4章(経理)

第8条 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって支弁する。会費は、月額300円と定める。

第9条 本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行う。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告し、承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までの1年間とする。

第5章(本部役員)

第12条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 幹事 若干名(教職員も含む)

これら役員を、「本部役員」と呼称する。

第13条 本部役員の選出は次のとおりとする。

1. 本部役員は、事務局が会員の中から立候補または推薦を公募し、事務局にて選考する。そして総会の承認を得るものとする。
2. 会長および副会長は、本部役員候補の中から互選によって選任し、総会の承認を得るものとする。
3. 本部役員の公募は、事務局および会長の名において行う。

第14条 本部役員の任期は、1ヵ年とする。但し再任を妨げない。

第15条 本会に顧問をおくことができる。

第6条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第7条 会員は、全て平等の義務と権利を有する。

第4章(経理)

第8条 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって支弁する。会費は、月額300円と定める。

第9条 本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行う。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告し、承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までの1年間とする。

第5章(本部役員)

第12条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 幹事 若干名(教職員も含む)

これら役員を、「本部役員」と呼称する。

第13条 本部役員の選出は次のとおりとする。

1. 本部役員は、事務局が会員の中から立候補または推薦を公募し、事務局にて選考する。そして総会の承認を得るものとする。
2. 会長および副会長は、本部役員候補の中から互選によって選任し、総会の承認を得るものとする。
3. 本部役員の公募は、運営審議会の承認を得た上で、事務局および会長の名において行う。
4. 地区委員長、地区副委員長は本部役員を兼務することができるものとし、総会の承認を得るものとする。

第14条 本部役員の任期は、1ヵ年とする。但し再任を妨げない。

第15条 本会に顧問および名誉顧問をおくことができる。

第6章(本部役員の任務)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を經理し全体を統括する。また、総会の議長となる。

第17条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第18条 幹事は、次の仕事をする。

1. 総会及び諸会合の議事ならびに本会の活動に関する必要事項を記録する。
2. 記録、通信、その他書類を保管する。
3. 役員会の決定および会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
4. 会計事務を処理し、その記録を保存する。

第19条 顧問は、会長および本部会の諮問に応ずる。

第7章(会計監査委員)

第20条 本会の經理を監査するため、2名の会計監査員を置く。

1. 会計監査委員は、会員の中から選出し、総会の承認を得る。
2. 会計監査委員は、本会の本部役員になることはできない。
3. 会計監査委員の任期は、1カ年とする。但し再任を妨げない。
4. 選出は、当会則13条に準じて行う。

第8章(総会)

第21条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成される。

第22条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

第23条 定期総会は、年度はじめに開催し、次の事項を審議する。

1. 会務報告の承認
2. 予算の決定および予算の承認
3. 事業計画の決定
4. 本部役員の承認
5. 会則の改廃
6. 細則の改廃報告

第6章(本部役員の任務)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を經理し全体を統括する。また、総会および運営審議会の議長となる。

第17条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第18条 幹事は、次の仕事をする。

1. 総会及び諸会合の議事ならびに本会の活動に関する必要事項を記録する。
2. 記録、通信、その他書類を保管する。
3. 役員会の決定および会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
4. 会計事務を処理し、その記録を保存する。

第19条 顧問および名誉顧問は、会長および本部会の諮問に応ずる。

第7章(会計監査委員)

第20条 本会の經理を監査するため、2名の会計監査員を置く。

1. 会計監査委員は、会員の中から選出し、総会の承認を得る。
2. 会計監査委員は、本会の本部役員ならびに専門委員会の委員になることはできない。
3. 会計監査委員の任期は、1カ年とする。但し再任を妨げない。
4. 選出は、当会則13条に準じて行う。

第8章(総会)

第21条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成される。

第22条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

第23条 定期総会は、年度はじめに開催し、次の事項を審議する。

1. 会務報告の承認
2. 予算の決定および予算の承認
3. 事業計画の決定
4. 本部役員および専門委員会の委員の承認
5. 会則の改廃
6. 細則の改廃報告

7. その他重要事項

第24条 会員の10分の1以上の要求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

第25条 総会の決議は、出席者の過半数をもって決定・承認される。

第9章(会議)

第26条 本会に、以下の会議を置くことができる。

- 1.本部会 2.委員会

第10章第(本部会)

第27条 本部会は、毎月1回の開催とし、必要のない時には省くことができる。

第28条 本部会は、校長および本部役員によって構成される。

第29条 本部会は次の業務を行う。

1. 本会の全体的運営の基本方針作成と企画
2. 年間行事案作成およびその実施と管理
3. 予算案の作成
4. 経理および帳簿類と財産の管理
5. 決算(会費運用)の管理および決算書の作成

6. 総会資料の作成

7. その他、本会の運営に必要な事項

7. その他重要事項

第24条 運営審議会が必要と認めた場合、または、会員の10分の1以上の要求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

第25条 総会の決議は、出席者の過半数をもって決定・承認される。

第9章(会議)

第26条 本会に、以下の会議を置く。

- 1.本部会 2.運営審議会 3.専門委員会

第10章第(本部会)

第27条 本部会は、原則として毎月1回開催する。

第28条 本部会は、校長および本部役員によって構成される。また、専門委員会の正・副委員長は、本部会に出席し意見を述べるることができる。

第29条 本部会次の業務を行う。

1. 本会の全体的運営の基本方針作成と企画
2. 年間行事の策定案作成およびその実施と管理
3. 予算案の作成
4. 経理および帳簿類と財産の管理
5. 決算(会費運用)の管理および決算書の作成
6. 運営審議会の議事次第の作成
7. 各専門委員会との連携
8. 総会資料の作成
9. その他、本会の運営に必要な事項

第11章(運営審議会)

第30条 運営審議会は、本部役員、各専門委員会正副委員長、地区長、校長、教頭、教務、事務職員によって構成される。

第31条 運営審議会は、次の事項を審議する。

1. 予算、決算に関する事項
2. 慶弔、表彰、渉外に関する事項
3. 本会に必要なことについての調査、研究、企画

第11章(委員会)

第30条 本会に、必要に応じて委員会を設置することができる。ただし、委員会の設置には総会の承認を必要とする。

第31条 委員会には、委員長1名と副委員長若干名を置き、専門事項について活動する。

第32条 委員会の委員の選出および活動内容は、別に定める細則により行う。

第12章(帳簿)

第33条 本会に、次の帳簿を備える。

1. 会員名簿
2. 本部役員名簿
3. 会計簿
4. 記録簿

第13章(選挙管理委員会)

第34条 役員選挙に関し、必要あるときは各地区より1名、各学年より1名で構成する選挙管理委員会を置くことができる。

1. 選挙管理委員の選出は、第13条を準用し、その任務を完了したときに解任される。

第14章(細則)

第35条 本会の運営に必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、本部会で制定または改廃する。

また、細則を制定または改廃した場合には、その内容を次期総会で報告しなければならない。

4. 本部会および専門委員会等との連絡、調整

5. その他、本会の運営に必要な事項

第12章(専門委員会)

第32条 本会に、以下の専門委員会を設置する。

1. 学年・教養・体育委員会
2. 広報委員会
3. 校外指導委員会
4. 福祉厚生委員会
5. 地区委員会

第33条 各専門委員会の委員は、各地区毎または学級毎に選出する。本校の教職員は全ていずれかの委員となる。

第34条 各専門委員会には、委員長1名と副委員長若干名を置き、専門事項について活動する。

第35条 専門委員会の委員の選出および活動内容は、別に定める細則により行う。

第13章(帳簿)

第36条 本会に、次の帳簿を備える。

1. 会員名簿
2. 本部役員・専門委員会役員名簿
3. 会計簿
4. 記録簿

第14章(選挙管理委員会)

第37条 役員選挙に関し、必要あるときは各地区より1名、各学年より1名で構成する選挙管理委員会を置くことができる。

2. 選挙管理委員の選出は、第13条を準用し、その任務を完了したときに解任される。

第15章(細則)

第38条 本会の運営に必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、本部会および運営審議会で制定または改廃する。

また、細則を制定または改廃した場合には、その内容を次期総会で報告しなければならない。

第15章(会則の変更)

第36条 会則の変更は、総会において議決権行使書回答者の過半数の賛成をもって承認される。

第16章(会則の変更)

第39条 会則の変更は、総会において出席者の過半数の賛成をもって承認される。

令和7年度 細則の変更（報告）

新（案）	旧
<p>第1章（細則の制定）</p> <p>第1条 会則 35 条の規定により、さいたま市立西原中学校 PTA 細則を制定する。</p> <p>第2章（委員会の委員及び選出）</p> <p>第2条 会則第 32 条の規定により、委員の選出を次の通りおこなう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地区委員は、各地区毎に会員が会合し、その地区から選出する。 2. 委員長は、所属専門委員会を代表し、委員会を徴集し、その議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、これに代わる。 <p>第3章（委員会の役割）</p> <p>第3条 会則第 11 章の委員会は、次の会務を分掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地区委員会 <ol style="list-style-type: none"> (イ)地区活動、地区団体との連絡事項 	<p>第1章（細則の制定）</p> <p>第1条 会則 38 条の規定により、さいたま市立西原中学校 PTA 細則を制定する。</p> <p>第2章（専門委員会の委員及び選出）</p> <p>第2条 会則第 35 条の規定により、委員の選出を次の通りおこなう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学年・教養、体育、広報、校外指導、福祉厚生、のそれぞれの専門委員会の委員は、各クラス(学級)から選出する。 2. 地区委員は、各地区毎に会員が会合し、その地区から選出する。 3. 専門委員会の委員は、原則として他の委員を兼務できない。 4. 委員長は、所属専門委員会を代表し、委員会を徴集し、その議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、これに代わる。 <p>第3章（専門委員会の役割）</p> <p>第3条 会則第 12 章の専門委員会は、次の会務を分掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 学年・教養・体育委員会 <ol style="list-style-type: none"> (イ)クラス・学年に関する事項 (ロ)クラス・学年行事に関する事項 (ハ)会員の研修、教養行事に関する事項 (ニ)その他教養に関する事項 (ホ)体育振興に関する事項 (ヘ)体力向上に関する事項 (ト)その他体育に関する事項 3. 広報委員会 <ol style="list-style-type: none"> (イ)会員に対する広報活動に関する事項 (ロ)調査、統計、資料に関する事項 (ハ)会員の意見要求に関する事項

第4章 (地区の設定)

第4条 第2条2号に定める地区委員選出の単位となる地区は、別添のとおり本校の学区を設定する。

第5章 (表彰、謝恩、慶弔、見舞規程)

第5条 表彰、謝恩金は、次の基準によって行う。

1. 教職員の転退職の謝恩金は、2カ年まで2,000円とし、1年を超えるごとに1,000円を加算する。但し、最高額を10,000円とする。
2. その他、特別の事情があるときは、本部会で協議の上定める。

4. 校外指導委員会

- (イ)生徒の公開指導の保護に関する事項
- (ロ)生活環境、浄化整備に関する事項
- (ハ)関係機関との連絡に関する事

5. 福祉厚生委員会

- (イ)生徒の保険向上に関する事項
- (ロ)就学奨励に関する事項
- (ハ)生徒の福祉厚生に関する事項
- (ニ)その他関係機関との連絡事項

6. 地区委員会

- (イ)地区事項の本部連結
- (ロ)本部事業の地区連絡の実施
- (ハ)地区活動、地区団体との連絡事項

第4条 本部役員ならびに校長は、各専門委員会に出席して意見を述べることができる。

第4章 (全体委員会)

第5条 会長が、本会目的達成のため必要と認めるときは、運営審議会に図り、全委員をもって構成する全体委員会を設けることができる。

1. 全体委員会は、その任務を終了したとき、または、会長が適当と認められた時に解消される。

第5章 (地区の設定)

第6条 第2条2号に定める地区委員選出の単位となる地区は、別添のとおり本校の学区を設定する。

第6章 (表彰、謝恩、慶弔、見舞規程)

第7条 表彰、謝恩金は、次の基準によって行う。

1. 教職員の転退職の謝恩金は、2カ年まで2,000円とし、1年を超えるごとに1,000円を加算する。但し、最高額を10,000円とする。
2. その他、特別の事情があるときは、本部会で協議の上定める。

第6条 慶弔、見舞は、次の基準によっておこなう。

1. 教職員の結婚および教職員の出産(配偶者を含む、但し第一子のみ) 3,000 円
2. P 本人、生徒及び T 本人の弔意金は 5,000 円、T 配偶者は 3,000 円
3. 火災 3,000 円
4. 特別の事情がある場合、PTA 正副会長、校長の協議により適宜これを考慮する。

第7条 会務の目的達成のため出張する会員に対し、旅費を支給する。但し、本部会の承認を受けなければならない。

第6章 (部活動等の奨励費)

第8条 奨励費は、次の基準によって行う。

1. 部活動等で、県大会、関東大会または全国大会に相当する大会またはコンクール等に出場もしくは参加する場合、お祝い看板製作費用を支援する。但し、県大会出場の場合は、ベスト 8 相当以上進出者／進出部を対象とする。
2. 部活動等で、関東大会または全国大会に相当する大会またはコンクール等に出場もしくは参加し、援助を求める申し出を受けた場合、本部会が相当と判断する金額を支給する。
3. 前項について、本部会は中学校 PTA として奨励にふさわしいと考えられる金額を、経済状況および本会の財務状況に鑑みて判断する。

第7章 (補足)

第9条 本細則は昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。

第8条 慶弔、見舞は、次の基準によっておこなう。

1. 教職員の結婚および教職員の出産(配偶者を含む、但し第一子のみ) 3,000 円
2. P 本人、生徒及び T 本人の弔意金は 5,000 円、T 配偶者は 3,000 円
3. 火災 3,000 円
4. 特別の事情がある場合、PTA 正副会長、校長の協議により適宜これを考慮する。

第9条 会務の目的達成のため出張する会員に対し、旅費を支給する。但し、本部会の承認を受けなければならない。

第7章 (部活動等の奨励費)

第10条 奨励費は、次の基準によって行う。

1. 部活動で関東大会に出場する場合は、1 人あたり 5,000 円。但し、団体種目で 10 名以上参加する場合、5 万円を上限とする。
2. 部活動で全国大会に出場する場合は、1 人あたり 10,000 円。但し、団体種目で 10 名以上参加する場合、10 万円を上限とする。
3. その他の部活動で、関東大会または全国大会に相当する大会またはコンクール等に出場もしくは参加する場合は、第 1 号または第 2 号に準ずる。
4. 前条第 1 項第 3 号の支出額については、援助を求めるものの申し出を受け、会長が相当と判断する金額とする。

第8章 (補足)

第11条 本細則は昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。